

文部科学省

## 理 由 説 明 書

## 1. 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「令和7年度以降の全国学力・学習状況調査（悉皆調査）CBT での実施について【概要】令和8年1月改定」（以下「本件対象文書」という。）である。

本件対象文書につき、「2. 本件対象文書の特定について」記載の理由により開示した（以下「原処分」という。）ところ、審査請求人から、請求内容の不一致等により、改めて適切な文書の特定および開示を求めて審査請求がなされたところである。

## 2. 本件対象文書の特定の理由について

本件対象文書は、全国学力・学習状況調査の CBT 化の意義や、令和7年度の実施状況、令和8年度以降の CBT 化に向けた基本的な考え方を整理したものである。特別な配慮が必要な児童生徒への対応についても記載をしており、必要に応じて、端末や入出力を支援する対応を可能とすることや、不当な差別的取り扱いとならないよう留意し、合理的配慮を提供することについて確認していることから、請求内容に対応する情報を含むと判断し、開示決定をしたものである。

改めて再度文書探索を行ったが、開示請求書で請求のあった、「令和7年以降の全国学力・学習状況調査を MEXCBT を用いて実施するにあたり、フォントを生徒児童の特性（視覚障害、弱視、読字障害等）に合わせて変更する機能」に関して検討した文書は確認されなかった。

## 3. 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、請求内容を含む文書については全て開示決定を行ったことから、原処分は妥当である。